

平成24年（2013年）第4回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成25年8月23日（金曜日）

招集年月日 平成25年8月23日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年8月23日（金）

応招議員

1番	奥村 仁	3番	樋口泰生
4番	太田哲生	5番	瀧本 攻
6番	入江康仁	7番	家崎仁行
8番	玉津 充	9番	奥村武生
10番	東 篤布	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑 正量	15番	川端龍雄
16番	平野倭規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

2番 東 貴雄

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	下田二一
総 務 課 長	堀 秀俊	財 政 課 長	工門利弘
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
海山総合支所長	中場 幹		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 | 行政報告 |
| 第 5 議案第43号 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約
の締結について |
| 第 6 報告第 7 号 | 専決処分の報告について
(損害賠償額の決定及び和解について) |

会議録署名議員

12番	松永征也	13番	平野隆久
-----	------	-----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

北村博司議長

おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しております。

なお、2番 東 貴雄君から所用のため欠席との連絡を受けておりますのでご報告申し上げます。

ただいまから、平成25年第4回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

谷 吉希議会事務局長

おはようございます。それでは、平成25年第4回紀北町議会臨時会議事日程を朗読させていただきます。

平成25年第4回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年8月23日（金曜日）9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第43号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について

第6 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）

以上でございます。

北村博司議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

北村博司議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 松永征也君

13番 平野隆久君

のご両名を指名いたします。

日程第2

北村博司議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3

北村博司議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る8月19日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告を申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集にあたり、付議された事件は2件であります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての議案1件と、報告案件の専決処分について（損害賠償額の決定及び和解について）の1件でございます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成25年度普通会計の6月分と平成25年度水道事業会計の6月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

北村博司議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席をたまり誠にありがとうございます。早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、近畿自動車道紀勢線についてでございます。

近畿自動車道紀勢線におきまして、平成25年8月1日に国土交通省 中部地方整備局 紀勢国道事務所より、熊野尾鷲道路 三木里 I C～熊野大泊 I C間が、平成25年9月29日の日曜日に開通されるという発表がございました。

開通の延長は13.6kmで、これにより約20分短縮が見込まれるところでございます。

さらに、平成25年5月21日第一報で発表がありました、紀伊長島区長島地内の橋台が傾く変状が確認されたことにつきまして、同じく8月1日に第三報として、対策工法の決定、変位の原因、現在の対応について発表されているところでございます。

なお、これらに対する詳細な説明につきましては、本臨時議会終了後に国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所より報告を行うこととなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上をご報告いたしまして、第4回紀北町議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

北村博司議長

以上で行政報告を終わります。

それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第5

北村博司議長

日程第5 議案第43号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

お諮りします。

本議案の審議にあたりましては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、本議案の審議にあたりましては、委員会への付託を省略し本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第43号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港の海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託すべく、三重県と委託事業契約を締結するにあたり「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に規定される契約にあたりますので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、農林水産課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

北村博司議長

続いて内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第43号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について
次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成25年度分）
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 9,660万円
うち三浦漁港海岸分 8,400万円
うち矢口漁港海岸分 1,260万円
4. 契約の相手方 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

平成25年8月23日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約を締結するにあたり「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回、提案させていただいております委託契約につきましては、平成25年度予算にかかると事業を三重県に委託するための契約を締結するにあたって、議会の議決が必要となるものでございます。今回、提案させていただいております契約につきましては、事業費ベースで三浦漁港海岸につきましては、8,000万円、矢口漁港海岸につきましては、1,200万円となっております。委託契約につきましては、この額に5%の事務費を加えた額といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、三浦漁港海岸につきましては、8,400万円、矢口漁港海岸につきましては、1,260

万円で三重県と契約を行うものでございます。今回の契約にかかる予算につきましては、去る平成25年3月議会においての、平成25年度紀北町一般会計予算にて予算計上し、議決をいただいたものでございます。三浦漁港海岸につきましては、予算額1億4,805万円、矢口漁港海岸につきましては、予算額2億6,355万円となっております。

予算額と契約額の差につきましては、国の平成24年度1次補正予算による国の経済対策により、先行して予算付けいただいたこと。矢口漁港海岸につきましては、まず、用地取得を最優先させたほうが、今後の事業進捗が円滑に行えるのではないかとの結論に達し、平成25年度につきましては、用地費関係の計上となった次第でございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。上の表が平成25年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における契約額の内訳でございます。

まず、三浦漁港海岸でございますが、事業費が8,000万円、事務費が400万円でございます、三浦漁港海岸の合計が8,400万円となっております。

矢口漁港海岸につきましては、事業費が1,200万円、事務費が60万円でございます、矢口漁港海岸の合計が1,260万円となっております。

続きまして、下の表の事業費概要でございます。まず、三浦漁港海岸でございます。平成25年度の三浦漁港海岸につきましては。堤防工と用地補償を予定してございます。堤防工といたしまして、堤防本体工6,170万8,000円、堤防基礎工1,586万円、既設の堤防等の撤去工92万3,000円、工事用道路等の仮設工30万9,000円、用地費として120万円、合計といたしまして、8,000万円を見込んでございます。矢口漁港海岸につきましては、まず、用地取得を最優先して行うとの結論に達し、平成25年度においては、用地補償費と物件の調査を行う建物調査の費用を見込むこととなった次第でございます。建物調査につきましては、400万円、用地補償費につきましては、800万円の合計1,200万円を見込んでございます。矢口漁港海岸につきましては、今後の用地取得の状況を見たうえで、昨年度も追加の予算付けがあったように、今年度におきましても、今後、国、県に対し、追加要望について働きかけていきたいと考えてございますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、施行期間でございます。施行期間につきましては、議決の日から平成26年3月31日までを予定しております。

続きまして、3ページの三浦漁港海岸平面図をご覧ください。平成25年度の予定箇所につつま

しては、図面中ほどの赤色で着色した部分の堤防工、166mでございまして、平成23年度、24年度において、基礎工の矢板を施行した部分と、これに続く左側の基礎工を行うものでございます。合わせて図面向かって右側の赤色で着色している部分の用地を取得しようとするものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。堤防改修計画の標準断面図でございます。黄色で着色した部分の基礎工に続いて、赤色で着色した堤防本体工を平成25年度に行うものでございます。

続きまして、矢口漁港海岸でございます。5ページ矢口漁港海岸の全体平面図をお願いいたします。矢口漁港海岸につきましては、先ほど、申し上げましたとおり、用地取得を優先して行うこととして今年度は、用地費、これらの調査費を計上してございます。該当箇所といたしましては、図面で赤色に着色している部分の用地取得が必要となるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。堤防の改修計画の標準断面図でございます。この図面につきましては、現在、繰越予算で施行しております町営住宅矢口白越団地付近の堤防の標準断面図でございます。

議案第43号についての説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

北村博司議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑される方はございませんか。

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

今、課長からご説明あったんですけども、三浦についても、用地取得費が120万円、矢口が800万円、だから、譲っていただけたところはどこなのかということが1点と、面積がどれくらいなのかということのご答弁を求めます。

北村博司議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。三浦、矢口とも、現在、用地交渉を行っておるところでございます。まず、三浦につきましては、約130㎡ほどの用地の取得を予定してご

ございます。それと矢口漁港海岸につきましては、現在、用地測量も同時進行してやってございまして、現在、想定しておるのが、約2,000㎡を予定してございます。以上でございます。

北村博司議長

答弁漏れです。続けて、武岡課長。

武岡芳樹農林水産課長

申し訳ございませんでした。三浦につきましては、1名の方と現在交渉してございまして、矢口につきましては、22名の方と今後、具体的な用地交渉をさせていただきたいというふうに予定してございます。以上でございます。

北村博司議長

よろしいですか。他にご質疑。

東 篤布君。

10番 東 篤布議員

課長、すみません、調査費なんだけどもさ、建物等調査費、何件あるのということと、用地費については、三浦は1名、矢口が22名、平米数は、これはトータルで130㎡、2,000㎡ということやな。地目はなんなの、ちょっと教えて。建物調査は何件あるのか。それから、用地買収の土地の地目はどんなものか、この2つ。

北村博司議長

武岡課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず、建物調査につきましては、現在、想定しておりますのは、木造建物が6棟、非木造の建物が1棟、あと工作物、果樹、庭木等の調査については、11件を予定してございます。

それと、地目につきましては、三浦につきましては、宅地でございまして、矢口につきましては、宅地、雑種地、農地、各地目がございます。以上でございます。

北村博司議長

ほかにご質疑ございますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

ないようでしたら、以上で質疑を終了いたします。

続いて、討論に入ります。

まず、原案に反対討論される方はございますか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

これで、討論を終結し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第43号については、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

北村博司議長

続いて、報告案件に入ります。

日程第6 報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者から報告を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

報告第7号 専決処分の報告についてであります。平成25年4月26日、午前10時25分頃、三重県伊賀市内の国道368号菖蒲池交差点におきまして、海山リサイクルセンターの一般廃棄物運搬業務を委託している有限会社尾鷲環境開発の社員が運転する町所有の運搬車が、信号待ちをしていた車列に後方から追突し、相手側3名と車両3台に負傷及び損傷をさせる事故が発生いたしました。

本損害賠償につきましては、本年7月30日、損害賠償額を23万9,150円として、人身事故1件分の和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項

の規定により議会に報告するものであります。

以上、1件の報告につきましてご説明申し上げましたが、たびたびこのことについては、お詫びを申しておりますが、今後とも十分事故防止のために努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

北村博司議長

報告第7号の専決処分の報告につきましては、基本的には議会の委任による専決処分でありますことから、質疑は行わないこととされておりますけれども、ただいまの説明において、内容等について、不明瞭な点があれば説明を求めるということで、発言を許可いたしたいと思いません。

発言される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で発言を打ち切ります。

それでは、これで報告案件につきましては、聞き置くことといたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

北村博司議長

それでは、これで平成25年第4回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 9時 54分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 25年 9月 10日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 松永征也

紀北町議会議員 平野隆久